

改 正 後					改 正 前					
別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表					別表 1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表					
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）					1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）					
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	
⑮	(イ) …… (ロ) …… …… (ハ) …… (ニ) …… A …… B …… C …… D …… E …… (イ) …… (ロ) ……	…… …… …… <u>検査実施者</u>	…… …… ……	※1 …… ※2 …… ※3 …… (1) …… (2) …… (3) …… ※4 ……	⑮	(イ) …… (ロ) …… …… (ハ) …… (ニ) …… A …… B …… C …… D …… E …… (イ) …… (ロ) ……	…… …… …… <u>建築主事等</u>	…… …… ……	…… …… ……	※1 …… ※2 …… ※3 …… (1) …… (2) …… (3) …… ※4 ……
⑯ 次に掲げる要件を満たす住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人（※）に対する土地等（土地区画整理法第98条	(イ) 当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設に係る建築基準法第6条第1項《 <u>建築物の建築等に関する申請及び確認</u> 》に規定する確認	……	…… …… ……	※ ……	⑯ 次に掲げる要件を満たす住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人（※）に対する土地等（土地区画整理法第98条	(イ) 当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設に係る建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の写し（当該建設に関する事業概	……	…… …… ……	※ ……	

改 正 後					改 正 前				
<p>第1項《<u>仮換地の指定</u>》の規定による仮換地の指定（仮に使用又は収益をすることができる権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下同じ。）がされたものに限る。）の譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生日（同法第99条第2項《<u>仮換地の指定の効果</u>》の規定により使用又は収益を開始することができる日が定められている場合には、その日）から3年を経過する日の属する年の12月31日</p>	<p>の申請書の写し（当該建設に関する事業概要書及び当該建設を行う場所及び区域等を明らかにする地形図の添付のあるものに限る。）</p> <p>(ロ)</p> <p>(ハ)</p> <p>(ニ)</p>	<p>. .</p> <p><u>検査実施者</u></p> <p>.</p>			<p>第1項の規定による仮換地の指定（仮に使用又は収益をすることができる権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下同じ。）がされたものに限る。）の譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生日（同法第99条第2項の規定により使用又は収益を開始することができる日が定められている場合には、その日）から3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に行われるもので、.</p>	<p>要書及び当該建設を行う場所及び区域等を明らかにする地形図の添付のあるものに限る。）</p> <p>(ロ)</p> <p>(ハ)</p> <p>(ニ)</p>	<p>. .</p> <p><u>建築主事等</u></p> <p>.</p>		

改正後					改正前				
までの間に行 われるもの で、……					(イ) …				
(イ) …					A ……。				
A ……。					B ……。				
B ……。					(ロ) ……				
(ロ) ……					A ……。				
A ……。					B ……。				
B ……。					(ハ) ……。				
(ハ) ……。									

改正後					改正前				
別表2 収用証明書の区分一覧表					別表2 収用証明書の区分一覧表				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
53、若しくは土地収用法第3条に規定する事業の施行者がその事業の用に供するために行う公有水面埋立法の規定に基づく公有水面の埋立て又は当該施行者が行う当該事業の施行に伴う漁業権、入漁権、漁港水面施設運営権その他水の利用に関する権利又は鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）の消滅（これらの権利の価値の減少を含む。）があった場合	※1 ※2	53、若しくは土地収用法第3条に規定する事業の施行者がその事業の用に供するために行う公有水面埋立法の規定に基づく公有水面の埋立て又は当該施行者が行う当該事業の施行に伴う漁業権、入漁権その他水の利用に関する権利又は鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）の消滅（これらの権利の価値の減少を含む。）があった場合	※1 ※2
55の2	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第59条第2項《漁港水面施設運営権の取消し等》（第2号に係る部分に限る。）	これに該当する漁港水面施設運営権である旨の証明	当該処分をした漁港及び漁場の整備等に関する法律第59条第2項の漁港管理者	措置法33条1項8号 措置法規則14条5項9号ハ	(新設)				

改 正 後					改 正 前				
<u>の規定による処分に より漁港水面施設運 営権が消滅をした場 合</u>									
⑤6	措置法33条 1項8号 措置法規則 14条5項9 号三		⑤6	措置法33条 1項8号 措置法規則 14条5項9 号ハ	
⑤7	<u>国土交通大 臣</u>	措置法33条 1項8号 措置法規則 14条5項9 号ホ		⑤7	<u>厚生労働大 臣</u>	措置法33条 1項8号 措置法規則 14条5項9 号ニ	
<hr/>					<hr/>				

改 正 後					改 正 前				
別表3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表					別表3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第12条第1項《土地の買入れ》の規定により買入れられる場合	・・・・・・・・	・・・・・・・・	・・・・・・・・ ・・・・・・・・		③ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第11条第1項《土地の買入れ》の規定により買入れられる場合	・・・・・・・・	・・・・・・・・	・・・・・・・・ ・・・・・・・・	
③の② 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第17条第1項又は第3項《土地の買入れ》の規定により買入れられる場合	左欄の規定により土地等を買った旨を証する書類	・・・・・・・・	・・・・・・・・ ・・・・・・・・	(削 除)	③の② 都市緑地法第17条第1項又は第3項《土地の買入れ》の規定により買入れられる場合	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類 (イ) 土地等が地方公共団体に買入れられる場合 左欄の規定により当該土地等を買った旨を証する書類 (ロ) 土地等が緑地保	・・・・・・・・	・・・・・・・・	※ 「緑地保全・緑化推進法人」とは、都市緑地法第17条第2項に規定する緑地保全・緑化推進法人(公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。) 又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。))であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の

改正後					改正前			
						<u>全・緑化推進法人(※)に買い取られる場合都市緑地法第17条第3項の規定により当該土地等を買った旨、当該土地等の買取りをする者が当該緑地保全・緑化推進法人に該当する旨及び当該土地等の買取りが措置法令第22条の7第2項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類</u>	<u>進法人を都市緑地法第17条第2項の規定により買入れの相手方として定めた地方公共団体の長</u>	<u>目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。)をいう。</u>

改 正 後				改 正 前					
<p>(3の7) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第13条第1項《都市緑化支援機構による特定土地保全業務》に規定する対象土地が同条第4項の規定により同項の都市緑化支援機構に買い取られる場合（当該都市緑化支援機構が一定の要件(※)を満たす場合に限る。）</p>	<p>当該都市緑化支援機構が左欄の規定により対象土地を買い取った旨及び当該対象土地が当該都市緑化支援機構に買い取られる場合が左欄の要件を満たすものであることを証する書類</p>	<p>当該都市緑化支援機構に対する古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第13条第1項の規定による要請（以下この欄において「買取要請」という。）をした府県の知事又は買取要請をした地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長</p>	<p>措置法34条2項3号の2 措置法規則17条1項3号の2</p>	<p>※ 「一定の要件」とは、次に掲げる要件をいう。 (イ) 当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であり、かつ、その定款において、当該都市緑化支援機構が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該都市緑化支援機構と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。 (ロ) 当該都市緑化支援機構と地方公共団体との間で、その買い取った対象土地の売買の予約又はその買い取った対象土地の第三者への転売を停止条件とする停止条件付売買契約の締結をし、その旨の仮登記を行うこと。</p>	<p>(新 設)</p>				
<p>(3の8) 都市緑地法第17条の2第1項《都市緑化支援機構による特定緑地保全業務》に規定する対象土地が同条</p>	<p>当該都市緑化支援機構が左欄の規定により対象土地を買い取った旨及び当該</p>	<p>当該都市緑化支援機構に対する都市緑地法第17条の2第1項の規定による要請</p>	<p>措置法34条2項3号の3 措置法規則17条1項3号の3</p>	<p>※ 「一定の要件」とは、次に掲げる要件をいう。 (イ) 当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であり、かつ、その定款において、当該都市緑化支援</p>	<p>(新 設)</p>				

改 正 後					改 正 前				
第4項の規定により同項の都市緑化支援機構に買い取られる場合（当該都市緑化支援機構が一定の要件（※）を満たす場合に限る。）	対象土地が当該都市緑化支援機構に買い取られる場合が左欄の要件を満たすものであることを証する書類	（以下この欄において「買取要請」という。）をした都道府県の知事又は買取要請をした市の長		機構が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該都市緑化支援機構と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。 (ロ) 当該都市緑化支援機構と地方公共団体との間で、その買い取った対象土地の売買の予約又はその買い取った対象土地の第三者への転売を停止条件とする停止条件付売買契約の締結をし、その旨の仮登記を行うこと。					
④ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項《指定》の規定により重要文化財として指定された土地、同法第109条第1項《指定》の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地、自然公園法（昭和32年法律第161号）第20 (イ) 当該土地が措置法令第22条の7第5項第1号に規定する文化財保存活用支援団体に <u>買い取られる場合</u> が同条第5項各号に掲げ	※1 ※2 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第6条第3号《 <u>公共的な施設の範囲</u> 》に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第2項《 <u>定義</u> 》に規定する公立博物館又は同法第31条第2項に規定する指定施設に該当するものに係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第6号《 <u>業務の範囲</u> 》	④ 文化財保護法第27条第1項《指定》の規定により重要文化財として指定された土地、同法第109条第1項《指定》の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地、自然公園法（昭和32年法律第161号）第20 (イ) 当該土地の <u>買取り</u> をする者が措置法令第22条の7第4項に規定する文化財保存活用支援団体に <u>該当する旨及び当該土地の買取</u>	※1 ※2 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第6条第3号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第2項に規定する公立博物館又は同法第31条第2項に規定する指定施設に該当するものに係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第6号に掲げる業務を主たる目的とするものに限る。

改 正 後				改 正 前			
<p>条第1項《特別地域》の規定により特別地域として指定された区域内の土地又は自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第1項《特別地区》の規定により特別地区として指定された区域内の土地が、国又は地方公共団体（地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体（※1）を含む。）に買い取られる場合（当該重要文化財として指定された土地又は当該史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立科学博物館、地方独立行政法人（※2）又は文化財保護法第</p>	<p>る要件を満たすものであることを証する書類</p>	<p>(四) ……</p>	<p>に掲げる業務を主たる目的とするものに限る。</p>	<p>定された区域内の土地又は自然環境保全法第25条第1項《特別地区》の規定により特別地区として指定された区域内の土地が、国又は地方公共団体（地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体（※1）を含む。）に買い取られる場合（当該重要文化財として指定された土地又は当該史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立科学博物館、地方独立行政法人（※2）又は文化財保護法第</p>	<p>りが同条第5項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類</p>	<p>(四) ……</p>	<p>※3 <u>文化財保存活用支援団体は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。</u></p> <p>※4 「一定の場合」とは、次に掲げる要件を満たす場合をいう。</p>
			<p>※3 「一定の要件」とは、次に掲げる要件をいう。</p> <p>(4) <u>当該文化財保存活用支援団体が公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の2分</u></p>				

改 正 後					改 正 前				
192条の2第1項《文化財保存活用支援団体の指定》に規定する文化財保存活用支援団体に買い取られる場合（当該文化財保存活用支援団体に買い取られる場合には一定の要件（※3）を満たす場合に限る。）を含むものとし、措置法第33条第1項第2号の規定の適用がある場合を除く。）				<p>の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であり、かつ、その定款において、当該文化財保存活用支援団体が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該文化財保存活用支援団体と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。</p> <p>(四) 当該文化財保存活用支援団体と地方公共団体との間で、その買い取った土地の売買の予約又はその買い取った土地の第三者への転売を停止条件とする停止条件付売買契約の締結をし、その旨の仮登記を行うこと。</p> <p>(ハ) ……。</p> <p>(ニ) ……。</p>	<p>用支援団体（※3）に買い取られる場合（当該文化財保存活用支援団体に買い取られる場合には一定の場合（※4）に限る。）を含むものとし、措置法第33条第1項第2号の規定の適用がある場合を除く。）</p>				<p>(イ) 当該文化財保存活用支援団体と地方公共団体との間で、その買い取った土地の売買の予約又はその買い取った土地の第三者への転売を禁止する条項を含む協定に対する違反を停止条件とする停止条件付売買契約のいずれかを締結し、その旨の仮登記を行うこと。</p> <p>(四) ……。</p> <p>(ハ) ……。</p>
⑦ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第1	(イ) …… (ロ) ……	…… 農地中間管理機構	…… ……	※ 「一定の要件」とは、農地中間管理機構が、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数	⑦ 農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号《定義》に規定す	(イ) …… (ロ) ……	…… 当該土地等の買取りをする者	…… ……	※ 農地中間管理機構は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が

改 正 後				改 正 前			
<p>項第1号《定義》に規定する農用地で同法第22条の4第1項《地域農業経営基盤強化促進計画の特例に係る区域における利用権の設定等の制限》に規定する区域内にあるものが、同条第2項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構に買い取られる場合（当該農地中間管理機構が一定の要件（※）を満たす場合に<u>限る。</u>）</p>	<p>(ハ) 当該土地等が当該農地中間管理機構に<u>買い取られる場合が左欄の要件を満たすものであることを</u>証する書類</p>	<p>.....</p>	<p>の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において<u>拋出</u>をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により<u>拋出</u>をされているものに限る。）であり、かつ、その定款において、<u>当該農地中間管理機構が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該農地中間管理機構と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあることをいう。</u></p>	<p>る農用地で同法第22条の4第1項《地域農業経営基盤強化促進計画の特例に係る区域における利用権の設定等の制限》に規定する区域内にあるものが、同条第6項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構（※）に<u>買い取られる場合</u></p>	<p>(ハ) 当該土地等の<u>買取り</u>をする者が左欄の農地中間管理機構に<u>該当する旨</u>を証する書類</p>	<p>.....</p>	<p>地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において<u>拋出</u>をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により<u>拋出</u>をされているものに限る。）であつて、その定款において、<u>その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。</u></p>

改正後

別表4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③ 土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業で次に掲げる要件を満たすものの用に供するために、平成6年1月1日から令和8年12月31日までの間に、買い取られる場合(※)	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……	……	……	※ ……、当該土地区画整理事業（その施行者が同法第51条の9第5項《施行の認可の基準等》に規定する区画整理会社であるものに限る。）の施行に伴い、当該区画整理会社の株主又は社員である者の有する土地等が当該区画整理会社に買い取られる場合を除く。）に限り、この特例の適用がある。

改正前

別表4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
③ 土地区画整理事業として行われる一団の宅地造成事業で次に掲げる要件を満たすものの用に供するために、平成6年1月1日から令和5年12月31日までの間に、買い取られる場合(※)	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……	……	……	※ ……、当該土地区画整理事業（その施行者が同法第51条の9第5項に規定する区画整理会社であるものに限る。）の施行に伴い、当該区画整理会社の株主又は社員である者の有する土地等が当該区画整理会社に買い取られる場合を除く。）に限り、この特例の適用がある。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(経過的处理…改正通達の適用時期(1))</u> <u>この法令解釈通達による改正前の「別表 2 収用証明書の区分一覧表」中の「区分欄⑥」に掲げる厚生労働大臣の証する書類は、施行日以後は、この法令解釈通達による改正後の「別表 2 収用証明書の区分一覧表」中の「区分欄⑥」に掲げる国土交通大臣の証する書類とみなす。</u></p> <p><u>(経過的处理…改正通達の適用時期(2))</u> <u>この法令解釈通達による改正後の「別表 3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表」中の「区分欄③」、「区分欄③の②」、「区分欄③の⑦」、「区分欄③の⑧」、「区分欄④」及び「区分欄⑦」(「第 6 項」を「第 2 項」に改正する部分を除く。)の取扱いは、都市緑地法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 一 号)の施行の日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>